

社会福祉協議会とは

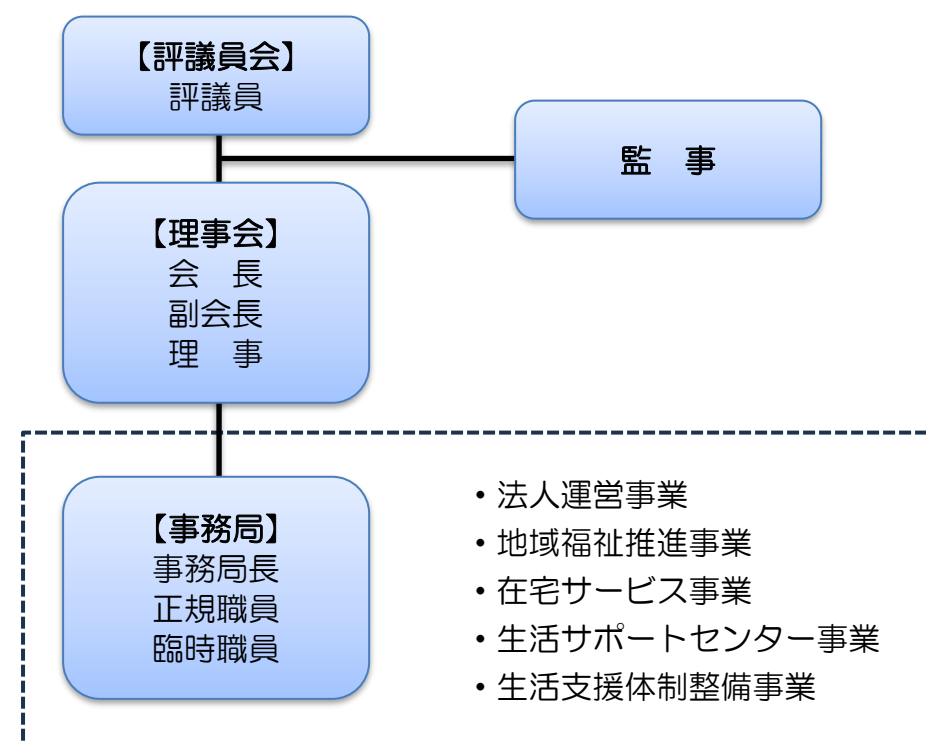
社協は、地域福祉の増進を図ることを目的とする「社会福祉法」に位置付けられた民間団体です。

公共性、公益性の高い民間非営利団体で、住民主体の理念のもと誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉を推進する中心的な団体として位置されています。

また、社協の事業は「社会福祉法」において、以下のとおり規定されています。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 前3つに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

黒松内町社会福祉協議会組織図



社会福祉法人 黒松内町社会福祉協議会

〒048-0101

寿都郡黒松内町字黒松内586番地1 黒松内町保健福祉センター内

TEL 0136-72-3124 FAX 0136-72-3838

令和7年度～令和11年度

第7期 地域福祉実践計画

～ともに生きる豊かな地域社会～



【地域福祉実践計画とは】

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会（社協）が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体としての役割と社会的責任を果たすために、今後の対応方針・活動方針を地域住民の皆さんに明らかにする計画です。

社会福祉法人
黒松内町社会福祉協議会

基本目標

「ともに生きる豊かな地域社会」

基本計画 1 住民一人ひとりの生活課題を受け止め 解決していくための体制づくり

○在宅福祉サービスの充実・推進をします

住み慣れた環境で安心して生活できるよう安否確認サービスや福祉用具の貸出等を行います。

○相談機能強化と情報把握に努めます

総合相談窓口の設置と住民や専門職等からの情報把握に努めます。

○買い物、通院等に係る移動手段の支援をします

買い物や通院等に利用できる送迎サービスを実施します。

○権利擁護体制の推進をします

成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進をします。

○生活困窮となった方への支援を行います

愛情銀行貸付事業や生活福祉資金貸付事業を行います。



外出支援事業



福祉用具貸出事業

基本計画 2 黒松内の地域の課題を発見・共有し 解決していくための仕組みづくり

○地域住民等と交流する場の確保・支援をします

ともに支え合って暮らすことのできる地域づくりを目指したふれあいのまちづくり事業等を行います。

○福祉関係団体に対する協力・支援をします

老人クラブ連合会や子ども会育成連合会等の福祉関係団体を支援します。

○地域活動に対する支援をします

レクリエーション器具の貸し出しや地域の見守り・助け合いにつながる活動をしている町内会に対し助成を行います。

○災害時における体制整備を行います

防災講習会の実施や災害義援金の協力、災害支援茂尾実基金の運用を行います。



体操サロン



老人クラブ連合会

基本計画 3 黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり

○ボランティアセンターの運営をします

ボランティア運営委員会の開催やボランティアの調整、チームオレンジの講習等を行います。

○住民のボランティア意識の啓発を行います

ボランティア活動の周知や車いすの使い方・認知症サポーターについて等の福祉学習への支援をおこないます。

○生活支援体制整備事業の推進をします

より良い地域づくりを目指した協議体の設置・運営、社会資源の把握や足りない資源の創出に努めます。



ボランティア運営委員会



福祉学習支援

基本計画 4 地域福祉推進のための組織づくり

○社協組織、事業運営体制の整備・強化を行います

透明性を持った運営を行うため評議員会・理事会・監事監査を実施します。個人情報保護の徹底や適切な苦情解決に取り組み、組織の信頼性を高めます。共同募金運動を行い、地域福祉活動への有効な活用を図ります。

○身近な社協にするための情報提供をします

社協活動を広く周知するために広報誌の発行やホームページ等の運営を行います。



共同募金運動



広報誌



ホームページ